

不動産公売のご案内

町では、土地の公売を次のとおり実施いたします。
入札参加希望のある方は、お問合せの上、ご参加ください。

記

1 不動産の表示

土地	物件1	所	在	古平郡古平町大字丸山町
		地	番	37番
		地	目	宅地
		地	積	202.87㎡

※ 以上、登記簿の表示による。

- 2 最低売却価額 209,000円
- 3 公売保証金 無
- 4 公売方法 入札により実施します。
- 5 公売の日時 令和4年11月15日(火)午前10時00分から午前10時10分
なお、9時50分から入札の注意事項等を説明します。
- 6 公売の場所 古平郡古平町大字浜町50番地
複合施設かなえーる 多目的室1
- 7 買受代金の納付方法 買受代金を令和4年12月6日(火)午後2時00分までに納付する
ことが必要になります。

8 注意事項

- (1) 印鑑をご持参ください。
- (2) 代理人が入札するには委任状が必要です。
- (3) 当該公売の原因である滞納者等は公売に参加できません。
- (4) 所有権移転に伴う登録免許税、不動産取得に伴う不動産取得税は、買受人の負担になります。

登録免許税の試算額 11,400円

※試算額であり、確定したものではありません。

- (5) 公売財産は現状での引渡しになります。建物及びゴミなどの撤去など、すべて買受人自身で行って下さい。

9 特記事項 本公売は現況のまま行います。

建物等現況のままの引き渡しになります。

公売に参加するには次の事項を了承していただくことが条件です。

①公売財産は現況のまま引き渡すこと。

(1)車庫 1棟

(2)その他敷地内及び建物内にある埋設物、残置物一式

上記(1)及び(2)は、古平町では撤去・調査をせず、そのまま引き渡すこと。

②土壌汚染、水質汚染、環境等の問題については古平町で調査を行わないこと。

※現況においても不明です。各自で判断して下さい。

③滞納税等の完納が証明された場合など、場合により公売を中止することがあること

※ 入札される方は、現況をよく理解されてから入札されますようお願いいたします。

【お問合せ先】

古平郡古平町大字浜町50番地

古平町役場町民課税務係

TEL 0135-48-9838

